

議案第 33 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

令和元年 6 月 13 日 提出

天理市長 並 河 健

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市文化センター条例の一部改正)

第 1 条 天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第6条、第8条関係）

天理市文化センター施設使用料

（単位 円）

区分		9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：30	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：30	9：00 ～ 21：30	超過料金 1時間につき
展示ホール		4,180	5,750	6,800	11,510	13,610	18,850	1,560
文化ホール	平日	4,700	6,280	7,330	12,030	15,180	20,950	2,080
	土・日曜日	5,750	7,850	8,900	15,180	18,850	26,180	2,080
和室（梅）		1,170	1,560	1,840	3,230	3,800	5,160	380
和室（銀杏）		1,170	1,560	1,840	3,230	3,800	5,160	380
和室（杉）		850	1,150	1,210	2,200	2,760	3,590	280
会議室		1,280	1,880	2,360	3,760	4,850	6,210	480
オーディオルーム		1,800	2,400	2,890	4,280	5,370	7,260	600
視聴覚室		1,800	2,400	2,890	4,280	5,370	7,260	600
冷暖房	展示ホール	1時間につき 830						
	文化ホール	1時間につき 1,560						
	その他の施設	施設使用料に含む。						

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合は、上記使用料（冷暖房料を除く。）の倍額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第6条、第8条関係）

天理市文化センター設備等使用料

1 文化ホール

(単位 円)

品名		使用料4時間まで	超過料金1時間につき
舞台設備	指揮台	300	80
	指揮者用譜面台	200	50
	譜面台（1台）	100	30
	山台（1台）	100	30
	金（銀）屏風（1枚）	1,030	250
	演台	300	80
	司会者台	200	50
	音響板	2,080	510
	花瓶	200	50
音響設備	拡声装置（マイク2本付）	2,080	510
	コンデンサマイク（1本）	1,030	250
	ダイナミックマイク（1本）	300	80
	ワイヤレスマイク（一式）	830	200
	テープレコーダー（1台）	510	130
	CDレコーダー（1台）	510	130
	MDレコーダー（1台）	510	130
	DATレコーダー（1台）	510	130
	3点吊マイク（マイク別）	360	90
	マイクスタンド（ブーム型1本）	200	50
	マイクスタンド（床上型1本）	150	40
	マイクスタンド（卓上型1本）	150	40
照明設備	ステージスピーカー（一式）	730	180
	フットライト	230	60
	ボーダーライト	300	80
	アッパーホリゾンライト	300	80
	ローアホリゾンライト	300	80
	シーリングスポット	930	230
	サスペンションスポット（1台）	150	40
ステージスポット（1台）	150	40	
センターピン（1台）	1,030	250	

	ミラーボール	510	130
映 写 設 備	16mm映写機（スクリーン共）	1,560	390
	映写用スクリーン	510	130
	移動用スクリーン	100	30
	液晶プロジェクター	510	130
	DVDプレーヤー	510	130
楽 器	ピアノ（調律料は含まない。）	4,700	1,180
	エレクトーン	2,080	510
そ の 他	持込み器具1KW（1台）	150	40
	テープレコーダー録音料	510	130

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

2 視聴覚室等

(単位 円)

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
拡声装置（マイク2本付）	1,030	250
ダイナミックマイク（1本）	300	80
ワイヤレスマイク（一式）	830	200
テープレコーダー	510	130
MD-CDプレーヤー	510	130
マイクスタンド（ブーム型1本）	200	50
マイクスタンド（床上型1本）	150	40
マイクスタンド（卓上型1本）	150	40
液晶プロジェクター	510	130
DVDプレーヤー	510	130
移動用スクリーン	100	30
展示用照明スポット（展示ホール用）（1台）	50（1日につき）	
移動用展示ケース（展示ホール用）（1台）	300（1日につき）	

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市民会館条例の一部改正)

第2条 天理市民会館条例（昭和42年3月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条、第7条関係）

天理市民会館施設使用料

（単位 円）

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	超過料金1時 間につき	
ホ ー ル	入場料等を徴 収しない場合	平日	11,510	16,750	19,900	31,420	39,800	56,560	4,180
		日曜日・土曜日	14,660	20,950	25,130	39,800	50,280	71,230	5,230
	入場料等を徴 収する場合	平日	23,030	33,510	39,800	62,850	79,610	113,130	7,850
		日曜日・土曜日	29,330	41,900	50,280	79,610	100,560	142,470	9,950
楽屋（大）		2,610	3,130	3,130	5,750	6,280	8,900	830	
楽屋（小）		1,560	2,080	2,080	3,660	4,180	5,750	510	
化粧室		1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300	
大会議室		3,130	4,180	4,180	7,330	8,370	11,510	1,030	
中会議室（1・2・3・4）		1,560	2,080	2,080	3,660	4,180	5,750	510	
小会議室（1・2・3）		1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300	
和室（1・2・3・4）		1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300	
託児室		1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300	
冷 暖 房	ホール	1時間につき 3,130							
	その他の施設	無料							

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第5条、第7条関係）

ホール設備等使用料

（単位 円）

品名		使用料4時間まで	超過料金1時間につき
舞台設備	指揮者台	300	100
	指揮者用譜面台	200	100
	譜面台 1台	100	50
	花瓶	300	100
	講演用机	510	200
	司会者台	200	100
	音響板	5,230	2,080
	山台 1台	300	100
	屏風 1双	300	100
音響設備	拡声装置（マイク2本付）	4,180	1,560
	コンデンサマイク 1本	1,030	410
	ダイナミックマイク 1本	510	200
	ワイヤレスマイク 1本	620	200
	ステレオマイク 1本	1,030	410
	マイクスタンド（床上型） 1本	200	100
	マイクスタンド（卓上型） 1本	200	100
	マイクスタンド（ブーム型） 1本	300	100
	3点吊りマイク装置（マイク別）	1,030	300
	エレベーターマイク（マイク付） 1台	1,250	510
	カセットデッキ 1台	620	200
	CDプレーヤー 1台	620	200
	MDレコーダー 1台	620	200
	はね返りスピーカー 一式	510	200
ステージスピーカー 一式	1,030	300	
照明設備	フットライト	830	300
	第1ボーダーライト	510	200
	第2ボーダーライト	510	200
	アッパーホリズントライト	1,250	410
	ロアーホリズントライト	620	200
	2Fフロントライト	830	300
	3Fフロントライト	830	300
	シーリングスポットライト 一式	2,080	730
	PFD吊り込みスポットライト 1台	200	100
	客席吊り込みスポットライト	1,030	410
	スポットライト1kw 1台	200	100
	スポットライト500W 1台	150	80
	ピンスポットライト クセノン2kw	2,080	830

備	1台		
	ピンスポットライト ハロゲン1kw 1台	1,030	410
	ピンスポットライト ハロゲン650W 1台	830	300
	ミラーボール 1台	620	200
	エフェクトマシン 1台	620	200
	先玉 1個	100	50
	オーロラマシン 1台	620	200
	ストロボ 一式	1,250	410
	スタンド 1台	100	50
	オートカラーチェンジ 一式	830	300
映 写 設 備	16mm映写機 スクリーン共	2,080	730
	映写用スクリーン	1,030	410
	液晶プロジェクター 1台	1,560	300
	移動用スクリーン 1台	300	100
そ の 他	グランドピアノ	5,230	1,250
	展示パネル 1台	100	—
持ち込み器具 1kwにつき		150	80

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 1kw未満は、1kwとみなす。

別表第3（第5条、第7条関係）

会議室等貸出設備使用料

(単位 円)

品名	使用料4時間ま で	超過料金1時間 につき
大会議室音響設備 一式	1,560	300
液晶プロジェクター 1台	1,560	300
ピアノ 1台	1,030	410
BDレコーダー 1台	830	200
CDラジカセ 1台	510	200

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市人権センター条例の一部改正)

第3条 天理市人権センター条例（平成21年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

天理市人権センター使用料

（単位 円）

区分	9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：00	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：00	9：00 ～ 21：00	超過料金 1時間 につき
大会議室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
相談室	300	410	300	730	730	1,030	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市コミュニティセンター条例の一部改正）

第4条 天理市コミュニティセンター条例（平成2年12月天理市条例第16号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

天理市コミュニティセンター使用料

（単位 円）

区分	9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：00	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：00	9：00 ～ 21：00	超過料 金1時 間につ き
天理市嘉 幡コミュ ニティセ ンター	大会議室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130 300
	研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130 300
	相談室	300	410	300	730	730	1,030 100
天理市御 経野コミュ ニティセ ンター	大会議室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130 300
	調理室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130 300
	研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130 300
	相談室	300	410	300	730	730	1,030 100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市市民活動交流プラザ条例の一部改正）

第5条 天理市市民活動交流プラザ条例（平成10年3月天理市条例第7号）の

一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第5条関係）

天理市市民活動交流プラザ会議室使用料

（単位 円）

区分	9：00～	13：00～	18：00～	9：00～	超過料金1時間につき
	12：00	17：00	21：00	21：00	
1階会議室	1,150	1,560	1,880	3,130	410
2階小会議室	300	410	510	1,030	100
3階会議室	830	1,030	1,350	2,300	300

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正）

第6条 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,080円」を「3,130円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「720円」を「730円」に改める。

（天理市自転車等駐車場条例の一部改正）

第7条 天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

駐車場

（単位 円）

種別		一時利用（1日1回）		定期利用	
		入場から90分まで	90分を超え、退場まで	1月	3月
原動機付自転車	一般	無料	200	3,050	8,650
	学生		200	2,030	5,800
自転車	一般		100	2,030	5,800
	学生		100	1,520	4,270

備考

- 1 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学又は通園している者をいう。
- 2 「一般」とは、学生以外の者をいう。
- 3 一時利用の「1日」とは、駐車場の開場時間のことをいう。

（天理市名阪高架下駐車場条例の一部改正）

第8条 天理市名阪高架下駐車場条例（平成20年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,330円」を「1,350円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

（天理市産業振興館条例の一部改正）

第9条 天理市産業振興館条例（平成27年12月天理市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「48,000円」を「48,880円」に、「64,000円」を「65,180円」に改める。

（天理駅前広場条例の一部改正）

第10条 天理駅前広場条例（平成28年9月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

天理駅前広場施設使用料

（単位 円）

区分			8：00 ～ 13：00	13：00 ～ 17：00	17：00 ～ 21：00	8：00 ～ 21：00	超過料金 1時間につき
第6条第1 項第1号に 掲げる行為 による使用 の場合	多目的 広場	平日	1,140	910	1,220	3,270	250
		日曜日、 土曜日及 び休日	1,370	1,100	1,460	3,930	300
第7条の規 定により占 用して使用 する場合	野外ス テージ	平日	3,800	3,050	4,070	10,920	840
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,580	3,660	4,880	13,120	1,010
	多目的 広場 (東側)	平日	1,900	1,520	2,030	5,450	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,290	1,830	2,440	6,560	500
	多目的 広場 (西側)	平日	1,900	1,520	2,030	5,450	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,290	1,830	2,440	6,560	500
	多目的 広場 (全面)	平日	3,800	3,050	4,070	10,920	840
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,580	3,660	4,880	13,120	1,010

備考

- 1 「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 1時間未満は、1時間とみなす。
- 3 「第7条の規定により占用して使用する場合」の多目的広場の使用料は、物品の販売を伴う場合に限るものとする。
- 4 野外ステージにおいて、入場料等を徴収する場合は、上記使用料の倍額とする。
- 5 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第11条関係）

天理駅前広場設備使用料

（単位 円）

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
電子ピアノ 1台	2,030	500
マイク・スピーカーセット一式	2,030	500
スポットライト 1台	1,010	250
プロジェクター・スクリーンセット一式	2,030	500

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市立公民館条例の一部改正）

第11条 天理市立公民館条例（昭和61年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

天理市立公民館使用料

（単位 円）

区分	9：00～ 13：00	13：00～ 17：00	17：00～ 22：00	9：00～ 22：00	超過料金 1時間につき
大会議室	1,150	1,150	1,350	2,820	200
小会議室	300	300	510	1,030	100
談話室	300	300	510	1,030	100
料理室（講座室）	410	410	620	1,250	200
和室（茶室）	300	300	510	1,030	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市体育施設条例の一部改正）

第12条 天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号中「2,720円」を「2,770円」に、「1,690円」を「1,720円」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 天理市立総合体育館利用料金

区分			午前 (9:00～ 12:00)	午後 (13:00～ 17:00)	夜間 (18:00～ 21:00)	全日 (9:00～ 21:00)
主競技場	全面利用	入場料等を徴収しない場合	3,130円	4,400円	6,280円	12,560円
		入場料等を徴収する場合	31,300円	44,000円	62,800円	125,600円
	床面積の2分の1の利用	入場料等を徴収しない場合	1,560円	2,200円	3,130円	6,280円
		入場料等を徴収する場合	15,600円	22,000円	31,300円	62,800円
	床面積の3分の1の利用	入場料等を徴収しない場合	1,030円	1,460円	2,080円	4,180円
		入場料等を徴収する場合	10,300円	14,600円	20,800円	41,800円
	サブ競技場	全面利用	1,030円	1,460円	2,080円	4,180円
		個人利用	100円	150円	200円	

ボルダリング場	個人利用	一般	200円	200円	200円	620円
		小人	100円	100円	100円	300円
	独占利用		2,080円	2,080円	2,080円	6,280円
選手控室			830円	1,030円	1,250円	2,930円
研修室			300円	410円	510円	1,150円
トレーニング室			2時間当たり 300円			
温水シャワー室			1回につき 100円			

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) その他これに準ずる場合
- 2 「個人利用」とは、利用者が1人又は数人で利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。
- 3 「小人」とは、13歳未満の者をいう。
- 4 「独占利用」とは、「一般」、「小人」にかかわらず、利用者数が10人以上の団体が利用する場合をいう。
- 5 2時間未満は、2時間とみなす。
- 6 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(4) 天理市立総合体育館の附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	620円	1,560円	ボールを除く。
バレーボール用具	1式	200円	510円	ボールを除く。

バドミントン用具	1式	200円	510円	ラケット及びシャトルを除く。
テニス用具	1式	200円	510円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	1式	200円	510円	ラケット及び球を除く。
フットサル用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
電光掲示板	1式	1,030円	2,610円	
放送設備	1式	1,560円	4,180円	
ステージ	1式	1,030円	2,080円	
大型ベンチ	1基		510円	
パイプ椅子	1脚		50円	
備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。				

別表第4項第1号を次のように改める。

(1) グラウンド・ゴルフ場利用料金

区分		9:00～13:00	13:00～17:00	9:00～17:00
個人利用	16歳未満及び65歳以上	200円	200円	360円
	一般	410円	410円	730円
独占利用	1コース	3,130円	3,130円	5,750円
	2コース	6,280円	6,280円	11,000円
備考 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。				

(天理市水道事業給水条例の一部改正)

第13条 天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

(令和元年10月１日における消費税法等の改正に伴う経過措置)

- 8 令和元年10月１日前から継続して水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針を行った場合に算定する料金に係る第24条第１項第１号、第25条及び第28条の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。
- 9 令和元年10月１日前における給水装置の工事の申込みに係る第32条第１項、同条第２項及び第33条第１項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

(天理市下水道条例の一部改正)

第14条 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

(令和元年10月１日における消費税法等の改正に伴う経過措置)

- 3 令和元年10月１日前から継続して公共下水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第11条第３項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第15条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成９年３月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

(令和元年10月１日における消費税法等の改正に伴う経過措置)

- 3 令和元年10月１日前から継続して処理施設を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第12条第３項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の天理市文化センター条例、第2条の規定による改正後の天理市民会館条例、第3条の規定による改正後の天理市人権センター条例、第4条の規定による改正後の天理市コミュニティセンター条例、第5条の規定による改正後の天理市市民活動交流プラザ条例、第6条の規定による改正後の天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、第7条の規定による改正後の天理市自転車等駐車場条例、第8条の規定による改正後の天理市名阪高架下駐車場条例、第9条の規定による改正後の天理市産業振興館条例、第10条の規定による改正後の天理駅前広場条例、第11条の規定による改正後の天理市立公民館条例及び第12条の規定による改正後の天理市体育施設条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の天理市文化センター及び天理市民会館の施設及び設備等、天理市人権センター、天理市コミュニティセンター、天理市市民活動交流プラザ及び天理市産業振興館の会議室等、天理市名阪高架下駐車場、天理駅前広場並びに天理市立公民館（以下「天理市文化センター施設等」という。）の使用に係る天理市文化センター施設等の使用料、自転車等駐車場の利用に係る駐車料、廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料及び体育施設等の利用に係る利用料金について適用し、同日前の天理市文化センター施設等の使用料、自転車等駐車場の利用に係る駐車料、廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料及び体育施設等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。